

専門分野の異なる3人の専門家に同時に相談ができる

開催方法をリニューアル!

空家無料相談会を市役所で開催します!

～実家やわが家の将来、いま考えませんか?～

横浜市では、不動産、法務、税務、建築などの専門家団体等と「空家等対策に関する協定」を締結し、空家等対策を連携して進めています。

例年、区役所で開催していた空家無料相談会をリニューアルし、市役所で開催します。

1 相談会の内容

<日時> 令和7年10月23日(木) 13:00～17:00

<会場> 市役所(中区本町6丁目50番地の10) ※詳細はお申し込みいただいた方へご案内します

<アクセス> JR「桜木町」駅新南口から徒歩約3分 みなとみらい線「馬車道」駅1C出入口直結

<対象> 市内に空家を所有している方 市内にある持ち家の相続を予定されている方 等

<相談員> 2つのチームが相談に対応します

相談員の組み合わせ	主に相談できる内容
宅建士 司法書士 税理士	相続登記 住まいの税金 相続後の売却 等
宅建士 行政書士 建築士	相続の準備 住まいのリフォームや賃貸 等

<相談枠> 1枠50分間 **最大8組** 予約先着順

2 相談会の予約

<予約期間> 令和7年9月12日(金)～令和7年10月16日(木)

<予約方法> 横浜市電子申請・届出システム、電話のいずれかでお申し込みください。

電話: 建築局住宅政策課 045-671-4121 (土日祝日除く平日 8:45～17:15)



空家無料相談会
ホームページ

- ✓ 子どもに相続で苦勞をかけたくない・・・
- ✓ 住まいの相続 どれぐらい税金がかかるの?
- ✓ 相続した家を貸したいけれど、どうしよう・・・

住まいや相続に関するこんなお悩みを抱えていませんか?

専門家がチームとなり、相談に対応します!ぜひ、参加をご検討ください。



お問合せ先

建築局住宅政策課担当課長 石津 啓介 Tel 045-671-4659



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

